

# 二本松市復興ビジョン 「二本松市復興計画基本方針」

二本松市復興計画基本方針は、3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害で甚大な被害を被った本市の復興に向け、その基本的な理念および緊急かつ重点的に取り組む事項などを明確にし、二本松市復興の方向性を示すものです。

今後、この基本方針に基づいて、復興の具体的な取り組みと事業をまとめた「二本松市復興計画」を策定する予定です。

復興計画の策定に当たっては、議会、市民、学識経験者、関係団体・機関などのさまざまなご意見を伺い、計画に反映させていきます。また、「元どおりに戻す」という「復旧」だけでなく、「市民生活が震災前以上の元気を備えることができるよう、暮らしの再建を図る」という「復興」を目指すこととします。

## 二本松市復興計画

※ 二本松市の復興(スローガン)

安全・安心のまちづくり

地域経済の持続的な発展

人づくり・地域づくり

### 復興の基本となる取り組み

- I. 放射性物質の除染
- II. 放射線からの健康管理対策
- III. 賠償、補償の支援

※本市の復興のシンボルとなるスローガンは、今後、市民の皆様より募集して決定します。

### 基本理念1(施策の柱1) 安全・安心のまちづくり

- ① 原子力への依存なく、住民の安全が確保され、安心して暮らすことができる地域社会の再構築を図ります。
- ② 「脱原発」により放射能の不安がなく、すべての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### 基本理念2(施策の柱2) 地域経済の持続的な発展

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能災害で、市民が被ったすべての損害と風評による被害に対する賠償の完全実施を求めるとともに、風評を払拭するために全力を挙げて取り組みます。
- ② 復興の原動力となる地域経済の持続的な発展を図るために、地域資源を生かした多彩な産業振興を図るとともに、恵まれた立地条件を生かした新たな産業の育成を目指します。

### 基本理念3(施策の柱3) 人づくり、地域づくり

- ① 市民が生涯にわたり、自分の夢や目的の実現に向けて自らの力を発揮することのできるまちづくりを目指します。
- ② 地域が自ら考え、まちづくりのアイデアを結集し、市民一人ひとりの意欲や取り組みが生かされるよう、行

### 【計画期間】

復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とします。平成27年度までの5年間を前期集中復興期間、平成28年度からの5年間を後期発展的復興期間とします。



▲表土除去が完了した城山総合グラウンド

# 輝く未来を取り戻そう!

## 災害に関するお知らせ

### 内部被ばく量調査 (ホールボディカウンター：WBC) を開始します

**調査開始予定日** 11月10日(木)  
※対象者には個別通知します。

**調査対象者** 本調査を希望し調査可能な市民  
(3歳6ヵ月児以上)

放射線専門家チームの助言に基づき、調査対象順序のとりの優先度となります。

※5分程度静止不可の方は、測定できませんのでご了承ください。

※3歳6ヵ月未満児への対応は検討中です。

#### 調査対象順序

実施結果により、放射線専門家チームと随時調整し変更となる場合あり

#### ①平成23年11・12月

・市内空間放射線量メッシュ調査で比較的高い値であった地区(岳下・杉田・大平・小浜・成田・上長折地区の一部)のうち、県による詳細調査後、8/22～9/9の間に市による屋内放射線量を測定した375世帯のうち測定可能な方全員。(希望者)

※結果は、同意を得られた方全員の数値等を、個人が特定できないよう配慮し公表する予定です。

#### ②平成24年1～3月

・①の世帯のうち屋内測定未実施104世帯の方  
・3歳6ヵ月児(毎月順次通知)～就学前幼児

#### ③平成24年度

・小学生、中学生、16～24歳までの市民

#### ④平成25年度以降

・25歳以上の市民(調査の進み具合により、随時お知らせします)

**調査場所** 旧二本松保健所2階(若宮2-69)

**調査料金** 無料

#### 調査手順等

①該当の方に、調査日時を通知しますので、調査希望の有無を回答ください。

②調査結果は当日お渡し、後日専門家チームの先生による結果説明会を開催予定です。

#### その他

詳しくは、本紙と同時発送の「災害対策本部情報第18号」をご覧ください。

◎問い合わせ…健康増進課保健係 ☎(55)5110

#### 【復興の主体】

復興の主体は市民一人ひとりであり、民間をはじめさまざまな主体による復興に向けた事業や取り組みが幅広く進められていくことによって、復興事業の効果が相乗的に高まります。市はこうした復興に向けた活動の先導役となるとともに、それらを全力で支援していきます。

## 復興の基本となる取り組み

### I. 放射性物質の除染

☆ほぼ全域が放射性物質に汚染されている二本松市の復興は、放射性物質を取り除くこと、いわゆる除染抜きにはあり得ません。

☆除染は、市民の健康を維持するために、最も重要で有効な手段です。

☆除染等の原子力被害対策は本来、その原因者である東京電力および国の責任において実施されるべきものですが、原子力災害の一刻も早い収束は、すべての市民の切なる願いであり、一日も早く市民の暮らしを回復させ、安全と安心を取り戻すために、除染を進めていきます。

☆市民、関係機関、行政が互いに協力し、一刻も早く除染を進め、市民の不安を和らげ、夢と希望を持って復興を成し遂げる必要があります。

☆学校、通学路、公園など身近な生活空間での除染を最優先に取り組みます。

☆除染を行い、農産物や食品への影響を低減させ、社会不安を小さくすることにより風評被害を克服し、市内すべての産業の復興を図ります。

☆大気、土壌、地下水、農畜産物等の環境放射線等のきめ細かいモニタリングで迅速な状況把握を行い、市民へ正確な情報提供に努めます。

### II. 放射線からの健康管理対策

☆放射線からの健康影響について市民の不安を軽減するために、被ばく線量低減対策として、除染を進めます。

☆放射線の影響を最も受けやすい、子どもや妊婦等にフィルムバッジの配布やホールボディカウンターによる被ばく量の推定と長期的な健康管理体制を構築します。

### III. 賠償、補償の支援

☆全損害の迅速な賠償・補償が行われるよう東京電力および国に求めるとともに、市民や事業者の原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう支援体制を構築します。

☆市の行政損害についても賠償されるよう東京電力および国へ要求します。